

【お知らせ】商品移管に伴うお客様からの相談、苦情等の申出先について

令和2年（2020年）7月27日に(株)東京商品取引所の貴金属市場、ゴム市場及び農産物・砂糖市場が(株)大阪取引所に移管されます。

これに伴い、移管日以降に(株)大阪取引所で取引された下表の上場商品の取引は、新たに金融商品取引業者による金融商品取引業務となります。

つきましては、これらの取引に関する相談や苦情等は、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター（略称：FINMAC／フィンマック／電話番号 0120-64-5005 ホームページ：<https://www.finmac.or.jp/>）にお申し出ください。

<市場移管の対象となる主な上場商品>

貴金属市場	金（標準）、金（ミニ）、ゴールドスポット、金先物オプション、銀、白金（標準）、白金（ミニ）、プラチナスポット、パラジウム
ゴム市場	RSS3、TSR20
農産物・砂糖市場	とうもろこし、一般大豆、小豆

【ご注意】

- 市場移管された上記上場商品であっても、令和2年（2020年）7月26日までに(株)東京商品取引所にて取引を終えている場合の相談や苦情等については、引き続き本会相談センターにお申し出ください。
- (株)東京商品取引所のエネルギー市場に上場する商品、大阪堂島商品取引所での取引、外国商品市場取引及び店頭商品デリバティブ取引については、引き続き本会相談センターにお申し出ください。
- その他、どちらの相談窓口に申し出ればよいか分からない場合にも、本会相談センターにお申し出ください。なお、お申し出の内容を確認させていただいた結果、証券・金融商品あっせん相談センターをご紹介させていただく場合がありますので、予めご了承ください。

ご質問等がございましたら、本会相談センターにお問い合わせください。

【問い合わせ先】

日本商品先物取引協会 相談センター
TEL 03-3664-6243